

參考資料

用語の解説

漁業経営体

過去1年間（平成24年11月1日～平成25年10月31日の期間、以下同じ）に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。
ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

経営組織

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

個人経営体

個人で漁業を自営する経営体をいう。

団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。

会社

会社法第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含まれる。

漁業協同組合

水産業協同組合法第2条に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

漁業生産組合

水産業協同組合法第2条に基づき設立された漁業生産組合をいう。

共同経営

二つ以上の漁業経営体が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。

その他

上記以外のものをいう。

経営体階層

漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」または「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法で決定した。

（1）過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。大型定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。

（2）過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船や買いつけ用の鮮魚運搬船などは含まない。）により決定した経営体階層。

漁業層

沿岸漁業層

漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。

中小漁業層

動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。

大規模漁業層

動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。

漁業種類

漁業経営体が営んだ漁業の種類をいう。

主とする漁業種類

漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。

営んだ漁業種類

漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。

地方選定漁業種類

神奈川県の地方選定漁業種類は、「しらす船びき網」「さより船びき網」「火光利用さば」「さば釣」「裸もぐり」「みづき」「採藻」「たこつぼ」「あなご筒」の9種類をいう。

漁船

過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）も含まれる。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。

なお、漁船の隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している。

無動力漁船

推進機関を付けない漁船をいう。

船外機付漁船

無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互につけて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とする。

動力漁船

推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とする。

漁業の海上作業

（1）漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上におけるすべての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船のすべての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。

（2）定置網漁業では、網の張り立て、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見をいう。

（3）地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上の引き子の作業をいう。

（4）漁船を使用しない漁業では、採貝・採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。

（5）養殖業では、次の作業をいう。

ア．海上養殖施設での養殖

a. 漁船を使用しての養殖施設までの往復

b. いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し

c. 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収穫物の取り上げ等の海上において行うすべての作業

イ. 陸上養殖施設での養殖

- a. 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）でのすべての作業
- b. 養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）の掃除
- c. 池及び水槽の見回り
- d. 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）
- e. 収穫物の取り上げ作業

出荷先

過去1年間に漁獲物・収穫物を漁業経営体が直接出荷した相手先をいう。

漁業協同組合の市場又は荷さばき所

漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷している場合をいう。

漁業協同組合以外の卸売市場

漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む）へ出荷している場合をいう。

流通業者・加工業者

卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。

小売業者

スーパー（量販店を含む）や鮮魚商等へ出荷している場合をいう。

生協

生協へ出荷している場合をいう。

直売所

直売所、道の駅等で場所を借りて販売している場合をいう。

自家販売

自家店舗、通販、インターネット販売、行商などで販売している場合をいう。

その他

上記以外の場合をいう。

個人経営体の専兼業分類

専業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいう。

第1種兼業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

第2種兼業

個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

兼業の種類

水産加工業

水産動植物を主たる原料とする加工製造業という。なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含めない。

民宿

自家の食材などを使用して比較的安価な料金で観光客等を宿泊させる小規模な宿泊施設を営むことをいう。

遊漁船業

遊漁者から料金を徴収して、漁船・遊漁船等を使用して遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他を採捕させることをいう。

その他

上記以外の自営業

勤め

賃金報酬を得ることを目的として、雇われて仕事に従事した世帯員がいる場合をいう。

基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

自営漁業の後継者

満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。

漁業就業者

満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

自営漁業のみ

漁業就業者のうち、自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していないものをいう。（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）

漁業雇われ

漁業就業者のうち、上記以外のものをいう。（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）

漁業従事者

満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者をいう。

新規就業者

過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者をいう。
なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。

漁 業 地 区 一 覧 表

市区町村名	漁業地区名	漁業集落名	沿海地区漁業協同組合名
三 浦 市	上 宮 田	上 宮 田	上宮田漁協
	金 田 湾	菊 名 浜	みうら漁協（金田湾支所）
		里 丸 山	
		川 向	
		岩 浦	
		とがり小浜	
	松 輪	柳 作 池 田	みうら漁協（松輪支所）
		間口八ヶ久保	
		大 畠 八 掘	
		房 作 坪 井	
	毘 沙 門	大 毘 沙 門	みうら漁協（毘沙門支所）
		大 乗	
	宮 川	宮 川	みうら漁協（宮川支所）
	通 り 矢	田 中	みうら漁協（通り矢支所）
		向 ヶ 崎	
三 崎	三 崎	みうら漁協（三崎支所）	
城 ヶ 島	城 ヶ 島	城ヶ島漁協	
二 町 谷	二 町 谷	みうら漁協（二町谷支所）	
諸 磯	諸 磯	諸磯漁協	
小 網 代	小 網 代	みうら漁協（小網代支所）	
初 声	三 戸	初声漁協	
	下 宮 田		
	和 田		